

平成 28 年 1 月 22 日
法務省 入国 管理局

東京入国管理局及び同横浜支局における入国・在留手続の窓口業務の委託契約の変更について（案）

1 事案概要

東京入国管理局及び同横浜支局において、平成 26 年 4 月から平成 29 年 6 月までの期間、市場化テスト（民間競争入札）として実施している入国・在留手続の窓口業務（以下「本件委託業務」という。）の受託事業者である株式会社ブリックスから、平成 27 年 10 月に開催された東京入国管理局担当者との事務打合せの場において、今後、業務量の増加に見合った委託費の金額改定がなされない限り、平成 28 年 3 月末をもって本件委託業務から撤退せざるを得ないとの申出があり、同社から東京入国管理局宛の提案書が提出された。

同提案書によると、同社は、契約当初に想定された取扱件数から大幅に件数が増加しており、その結果として、人件費等が大幅に増加したため、著しく本件委託業務に関する運営収支が悪化したことから、金額改定がなされない場合、業務継続が難しいとされ、本年度限りで本件委託業務から撤退の意向が示されている。

2 対応方針

同社からの提案内容について東京入国管理局において検討したところ、東京入国管理局における申請受付件数は、平成 22 年度から平成 24 年度までの実績件数の平均（入札実施要項で示した実績）を基準として、平成 26 年度は 29.3%、平成 27 年度（見込み）は 42.0% 増加し、平成 28 年度においても更なる増加が見込まれた。

このような受付件数の増加は、法務省においても予見し難く、入札時に受託事業者において予見しうるものではないこと、また受付件数の増加により事業の適切な実施・事業の継続に困難をきたしていることが確認されたことから、これらを「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号。以下「公サ法」という。）第 21 条第 1 項に規定される「やむを得ない事由」であると捉え、事業期間を平成 28 年 3 月 31 日までに変更し、平成 28 年度については単年度事業として改めて入札を実施することとする。

3 契約変更後の措置方針

本件委託業務の契約変更後においても、適切かつ安定的な業務運営が求められており、新受託事業者による業務委託へと円滑に移行するためには、早急に次期入札の検討、新受託事業者の選定、引継ぎ・研修等を実施する必要があるところ、公サ法に基づく競争入札を実施した上で新受託事業者を決定し、4 月から委託業務を開始することは、時間的に困難であることから、平成 28 年度においては、単年度事業として市場化テストによらない一般競争入札を実施し、受託事業者を選定の上、契約を締結することとする。

また、平成 29 年度以降の事業の在り方については、本件委託業務及び他の地方入国管理局で実施している委託業務に係る市場化テストの実施状況や評価結果等も

踏まえ、検討を行うこととする。